別記1

香川県育成経営体登録基準

1　経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

項目	基準
(1)生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量を一定の割合(注1)以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。 生産量又は生産性の実績が一定の水準(注2)以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。 注1 「一定の割合」については、5年間で約2割又は3年間で約1割を目安とする。 注2 「一定の水準」については、生産量に関し2,000㎥/年、生産性に関し間伐3㎥/人日、主伐5㎥/人日を目安とする。
(2)生産管理又は流通合理化等	以下のいずれかに取り組んでいること。 ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理 ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等
(3)造林・保育の省力化・低コスト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること。
(4)主伐後の再造林の確保	以下の両方に該当すること。 ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること。 ・主伐後に適切な更新を行うこと。 ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること。
(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	素材生産又は造林・保育に関して1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上であること。
(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること。
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること。
(8)コンプライアンスの確保	以下のいずれにも該当しないこと。 ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等(注1)や一般役員等(注2)が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・(6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 注1 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。 注2 「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。